

IFRS開示総まとめ

「IFRS開示総まとめ」では、IFRSと日本基準の対応についてまとめている。IFRSの要請項目は主に日本基準との差異に着目して記載した。また、今号の特集の頁数も記載しているので併せてご活用いただきたい。

IFRS	連結財務諸表規則 (日本基準)	IFRSの要請 (主に日本基準との差異)		関連規定	各論
財務諸表本表					
財政状態計算書	連結貸借対照表	比較情報	比較情報は、原則、前期の1期分を開示する。 ただし、①初度適用の場合、②会計方針を遡及して適用し、財務諸表の遡及修正を行う場合、③表示方法を変更する場合、④誤謬の場合等には、前期および前々期についても開示する(この場合、報告年度に加え比較情報2期をあわせた3期分の内訳明細の開示が求められることになる)。	IFRS 1.21 IAS 1.38,39 IAS 8.22	財政状態計算書 →18頁
		科目の配列 流動・非流動区分	資産および負債を、流動・非流動区分に分類する必要があり、当該区分および科目の配列方法についてIFRSでは特に規定しておらず、流動性の高い順序または、低い順序で配列することができる。 ただし、金融機関などの企業では、流動・非流動の区分は行わず流動性の高い項目から配列する。	IAS 1.57,60,63	
		強制開示科目	財政状態計算書本表で、開示が強制されている勘定科目は日本の連結財務諸表規則に比べて少ない一方で、詳細な内訳明細の注記が求められる。	IAS1.54, 77	
包括利益計算書	連結損益計算書	比較情報	比較情報は、前期の1期分を開示する。	IAS 1.38	包括利益計算書 →21頁
		包括利益概念の導入	当期純利益の開示に加え、包括利益を表示する。	IAS 1.82(i)	
		包括利益計算書の形式	2つの様式がある。 ①単一包括利益計算書 ②損益計算書＋その他の包括利益の項目を示す第二の計算書	IAS 1.81	
		非継続事業の開示	非継続事業を、継続事業と区別して開示することが要請される。	IAS 1.82(e)	
		親会社株主持分および非支配持分への利益の帰属	当期純利益と当期包括利益のそれぞれについて、親会社株主に帰属する損益と非支配持分に帰属する損益を包括利益計算書の末尾に開示する。当期純利益は、日本基準上の「少数株主損益」を含んでおり、親会社株主持分に帰属する金額が、日本基準上の「当期純利益」に相当する。	IAS 1.83	
		強制開示科目	最低限の表示項目の表示が要求されており、項目の追加、小計は認められる。	IAS 1.82, 85	
		包括利益計算書の区分	区分利益としては、当期純利益と包括利益のみ開示が要請される。売上総利益、営業利益等の段階利益の開示は任意である。なお、特別損益(異常損益(Extraordinary gain/loss))の区分は禁止される。 日本基準の特別損益区分に表示される減損損失などの損益項目については、表示区分の検討が必要である。	IAS 1.82(f)・(i), 87	
		費用機能法と費用性質法	費用科目の表示方法として、費用機能法以外に、費用性質法による表示も認められる。なお、費用機能法を採用した場合には、費用性質法による費用の開示が求められる。	IAS 1.99, 104	
		一株当たり情報	1株当たり当期純利益(基本的および希薄化後)は、注記ではなく連結包括利益計算書の末尾に開示する。	IAS 33.66	